

第26回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和元年8月9日

上富良野町農業委員会

第26回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和元年8月9日(金) 午後6時00分から午後6時30分

2 場 所 JA ふうの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第5号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主事	瀬川 翔太
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後6時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第26回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
3番 岩田修 委員に合わせ、ご唱和ください。

岩田委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。定数に達しておりますので、これより第26回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、5番 沼沢春美 君、6番 桑田俊和 君、を指名いたします。

議長 日程第2 「報告第1号 農地法第4条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありましたので報告をいたします。以下、報告第1号朗読。

1番

土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、他2筆の計3筆。地目は公簿が田と畑で現況が畑です。合計面積は4,200㎡、転用目的は農業用倉庫・農産物集積場・小型農機具置場・通路・法面の建設で計画内容は4,200㎡です。土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。農業委員会の議決日が令和元年7月10日、翌日11日に農業会議に送達し、25日に答申があり、30日付で許可を出したところです。

2番

転用申請地の表示は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、他1筆の計2筆。地目は公簿が田と畑

で現況が畑です。合計面積は2, 537㎡、転用目的はカラ松520本の植林で、土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、農業委員会の議決日が令和元年7月10日、翌日11日に農業会議に送達し、25日に答申があり、30日付で許可を出したところです。

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。
「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

令和元年8月9日提出 上富良野町農業委員会 会長 青 地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
よろしくご審議のほどお願いします。以下、議案第1号朗読。

1番

貸主が〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、借主が〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇他4筆で、合計5筆、地目は公簿現況とも田もしくは畑です。面積は5筆合計で9, 826㎡、土地の引き渡し時期は令和元年7月1日付で、農地法第3条による賃貸借が平成23年6月9日から令和3年11月30日までとなっていました。後の議案で出てくる転用申請の関係から、すべてについて合意解約をすることとなったものです。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第2号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和元年8月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

所在地は上富良野町〇〇〇〇番〇〇番、他1筆で、合計2筆、地目は公簿現況とも畑です。面積は2筆合計で28,513㎡、出し手が〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、今まで農地法第3条による賃貸借をしていたところですが、このたび売買の申請が上がってきました。

議 長 議案第2号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。 議案第2号 1番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社 〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号になります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、賃貸先の〇〇〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和元年8月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下内容を朗読。

1 番

転用申請地の表示は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内。地目は公簿現況とも畑です。面積は214.47㎡、土地所有者は〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、計画内容は農業用倉庫・通路の建設です。面積は214.47㎡です。転用理由は農業用倉庫・通路の建設で、工期は許可日から令和元年11月30日までとなっております。この場所については、先に、農家住宅等の転用の許可申請が終わっているところの周辺で、追加でにんにく等の保管場所を確保したいということです。農業振興課での農業振興法に関する手続きは終わっているとのことです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 北村啓一 委員」

北村委員 2番 北村です。議案第3号 1番について、補足説明いたします。

土地所有者、転用者は、〇町〇丁目〇番〇〇号 〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号です。

農業用倉庫及び通路の転用となり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。
令和元年8月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下内容を朗読。

1番
転用申請地の表示は上富良野町〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇。地目は公簿現況とも畑です。面積は989㎡、土地所有者は〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は旭川市〇〇〇〇〇条〇丁目〇〇番地の〇の〇〇〇〇〇〇〇〇会社さんです。土地の利用区分は第3種で、転用事由は共同住宅の建設です。工期については許可日から令和2年1月31日までとなっております。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 北村啓一 委員」

北村委員 2番 北村です。議案第4号 1番について、補足説明いたします。

土地所有者は、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、
転用者は、旭川市〇〇〇〇〇条〇丁目〇〇番地の〇 〇〇〇〇〇〇〇〇会社さん
共同住宅建設のため転用による売買です。

所在地は、〇〇〇〇、〇〇道路沿いとなります。
都市計画の用途地域内で、第3種の農地区分であり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

長谷川委員 合意解約した他の地番の部分はどのようなのでしょうか。

事務局長 〇〇さんからは今後どうしたいかという話は来ていません。

長谷川委員 地目は農地のまま？

事務局長 一度所有者に戻った形です。

長谷川委員 作物は作らなくていいのか。

事務局長 いえ、どなたかには作ってもらわないといけません。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第5号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
令和元年8月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査書等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号1番について、提案に関する補足説明を願います。
1番 谷本嘉彦 委員

谷本委員 1番 谷本です。7月26日に 長谷川委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、〇〇地区の〇〇〇〇さん。
所在地は 〇〇地区、〇〇線〇〇号です。

現地確認による現地の状況は、農業用倉庫等が建っておりまして、農地としては認められない状況です。

公簿上は農地ですが、農地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号1番 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第26回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後18時30分

上記第26回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和元年8月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____